

民生委員  
児童委員

お気軽にご相談ください

川越町には26人の民生・児童委員がいます。

民生・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの担当地区でお困りごとの相談や援助活動などを行っています。



※印は主任児童委員です。主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当します。

民生・児童委員の  
主な活動内容

- 1 住民の生活状況を必要に応じ適切に把握することに努めています。
- 2 生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行っています。
- 3 福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行います。
- 4 社会福祉事業者と密接に連携し、その事業または活動を支援しています。
- 5 その他、住民の福祉の増進を図るため活動を行います。

【問い合わせ先】 福祉課 TEL 3 6 6 ・ 7 1 1 6

平成26年4月1日から、消費税率及び地方消費税率が引き上げられることとなりました。引き上げ後の税率は、消費税率と地方消費税率の合計で8%になります。国税庁ホームページでは、特集ページを設けて消費税法の改正内容等をお知らせしています。この特集ページでは、改正消費税法の内容を盛り込んだリーフレットや経過措置のQ&Aなどを掲載しています。また、事業者の方が値札などで価格を表示する場合には「税抜価格」で行うことができる「総額表示義務の特例」についても、事例集により分かりやすく説明しています。特集ページは、下記からご覧いただけますので、ぜひご利用ください。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

**消費税法改正等のお知らせ**

国税庁ホームページトップ(トピックス欄)▶「消費税法改正のお知らせ(社会保障と税の一体改革関係)」  
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/201304.htm>

平成26年4月1日スタート

みえ森と緑の県民税 導入されます

三重県では「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、平成26年4月1日から「みえ森と緑の県民税」をスタートすることになりました。

納めていただいた税金は、森林づくりのほか、子どもたちに森林の大切さを学んでもらう森林環境教育や、県産材を活用した公共建物等の木造・木質化などに役立てられます。

ご負担いただく金額は、現行の県民税均等割に上乗せする形で、1年間に個人では千円、法人では県民税均等割額の10%相当額(2千円~8万円)となります。

個人の県民税と町民税は、町があわせて課税して納めていただいておりますので、平成26年度から、町より、個人の町民税とあわせて「みえ森と緑の県民税」を上乗せした個人の県民税の納税通知書等を送付いたします。

法人においては、従来の申告書で、三重県に「みえ森と緑の県民税」を上乗せした税額により申告納付していただきます。

くらしの安全・安心を守り、豊かな森林を次の世代に引き継いでいくため、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

区 分	個 人	法 人
課税方法	県民税均等割額に下記の金額を上乗せして納めていただきます。	
導入時期	平成26年度以後の年度分の個人の県民税から	平成26年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の県民税から
納める方	県内に住所がある方 県内に事務所等または家屋敷を持っている方 *前年合計所得金額が一定金額以下であること等の理由により、県民税均等割が非課税の方には課税されません。	県内に事務所等または寮などを持っている法人等
年間の税額	1,000円	2,000円~80,000円 *県民税均等割(資本金等の額に応じて税額が異なります)の10%相当額
納税の方法	個人県民税として、個人の町民税と併せて町に納税	法人の県民税として、従来の申告書により、県に申告納付
見直し期間	施行後おおむね5年ごとに見直しを行います。	

問い合わせ先

「みえ森と緑の県民税」の使いみちについて  
三重県農林水産部みどり共生推進課  
TEL 059・224・2513

県民税のしくみについて  
三重県総務部税務・債権管理課  
TEL 059・224・2127

町民税について  
川越町役場税務課  
TEL 366・7114

なお、東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づき各地方公共団体が実施する防災施策の財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までの10年間、県民税と市町民税の均等割の標準の税額がそれぞれ500円、あわせて1,000円引き上げられます。

これにより、みえ森と緑の県民税を上乗せした県民税均等割額は平成26年度から2,500円となります。(町民税は3,000円から3,500円になります。)

区 分	県民税均等割	市町民税均等割	合 計
従来の税額	1,000円	3,000円	4,000円
東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づき各地方公共団体が実施する防災施策の財源(平成26~35年度)	500円	500円	1,000円
みえ森と緑の県民税(平成26年度~)	1,000円	— 円	1,000円
合 計	2,500円	3,500円	6,000円

災害時や地域の情報などを聞くことが出来る防災無線個別受信機を無償貸与しています。詳しくは企画情報課までお問い合わせください。